

最終報告書（様式1-2・2-2）

発表団体資料

グループ④

（三原市・別府市・延岡市・古河市・宝塚市・茅ヶ崎市・新潟県・
宮城県・京都府）

○平成30年7月豪雨災害により甚大な被害を受け、21名の尊い命が犠牲になり（うち13名は災害関連死）、1,012世帯（令和3年3月時点 三原市地域支え合いセンター報告）が半壊以上の被害を受けた。

○避難支援事業については、平成20年度から災害時要援護者避難支援事業として実施してきたが、取組がすすまない時期が長く続いた。

○平成30年7月豪雨災害のあとに、協定締結団体へ避難支援についての聞き取りを行った。
（49団体中46団体が回答）

○豪雨災害のあとの聞き取りで、各団体ができる限りの活動を行っていることが分かった。

質問内容		該当団体数	
平成30年7月豪雨災害のとき何をしたか （複数回答可）	避難の支援（声かけ、誘導）	10	
	自主避難所開設	7	
	安否確認	5	
	給水支援	11	
平常時の活動について	防災訓練の実施	25	
	個別計画の作成	14	
	個別計画以外の避難支援	要支援者の把握	3
		声かけ担当を決める	10
		会長または各組長が対応	7

○平成30年の災害前から協定締結団体数が増加し始め、平成29年度末の38団体から令和2年度末は117団体と3倍以上となった。地域住民の災害対応への意識の向上が感じられた。

○避難支援について、各団体で取組を行っているが、要介護高齢者や障害者への支援はどうすればいいかわからないという声が出ていた。**福祉分野との連携が必要**と感じた。

○平成31年度・令和2年度に県立広島大学と連携して「効果的な避難情報伝達システム」と「避難促進のための社会システム」の構築について調査研究事業を実施した。

○研究の成果から、**市と民間団体等が連携して、効果的な市民の避難行動促進システムを構築する**市民避難行動促進「三原スタイル」連携構築協議会を設立することとなった。

○地域での取組

【モデル地区】

- ・ 専門職と防災会との同行訪問，検討会議の実施
- ・ 防災訓練での個別避難計画の検証，防災会と専門職とが集まって振り返りの会を行う

【モデル地区以外の地域】

- ・ 一人の避難行動要支援者の避難について検討する避難支援ネットワーク会議の開催
- ・ 要介護の避難行動要支援者の個別避難計画作成のため，ケアマネジャーと連携



○市民避難行動促進「三原スタイル」構築連携協議会

- ・ 避難行動要支援者避難部会で，個別避難計画作成の取組について検討
- ・ バスやタクシーを活用した避難の検証
- ・ 福祉避難所への直接避難の検証
- ・ モデル事業の実施を通じて出された課題の整理，解決に向けた取組の協議

○各団体での取組

防災関係・福祉関係の団体で，避難支援について取組を行っている。

- ・ 避難支援に取り組むための研修を行い，すでに実践している地域から報告（防災士ネットワーク）
- ・ 避難支援についての講演会を実施（防災ネットワーク）
- ・ 避難支援の活動をすすめるため，各防災会へ声かけ。また地域の集まりで避難支援の取組の方法について説明（自主防災組織連絡協議会）
- ・ 会員向けの研修会で，災害時の高齢者の避難について出前講座を実施（介護支援専門員連絡協議会）
- ・ 個別避難計画作成についてワークショップを開催（地域包括支援センター）
- ・ 部会において，専門職が1人1件ずつ個別避難計画を作成し，作成の過程や内容について共有（地域自立支援協議会防災部会）



令和3年度に取組をすすめてきたことで見えてきた課題

市民避難行動促進「三原スタイル」構築連携協議会避難行動要支援者避難部会において、課題を分類し、区分ごとに主な課題、今後解決に取り組むべき課題を抽出した。

【本人・家族】

- ・近隣との関係づくりができていない。周りに障害や要介護状態にあることを知られたくない。

【支援者（専門職）】

- ・福祉専門職が担当する高齢者や障害者が多く、すべての人の個別避難計画づくりは難しい。

【支援者（地域）】

- ・支援が必要なことは分かるが、どのように支援したらいいのかわからない。

【避難先】

- ・本人や家族が避難しやすい場所が、安全が確保された場所とは言えない。

【避難の手段】

- ・車で迎えに来てもらうとしても、強い雨の時や夜は、狭い道は危険。



令和4年度 個別避難計画作成に向けた取組

- ・個別避難計画作成のため、福祉専門職と地域との同行訪問をすすめる。
（地域発信だけでなく、専門職発信を地域につなげる取り組みも）
- ・個別避難計画に記載する内容については、本人が受け入れやすい形の避難行動から提案して、少しずつ、より安全な行動につなげる。
- ・個別避難計画作成をすすめることで、避難のための移動手段の確保が必要な人の数、福祉避難所への避難が必要な人の数を把握していく。

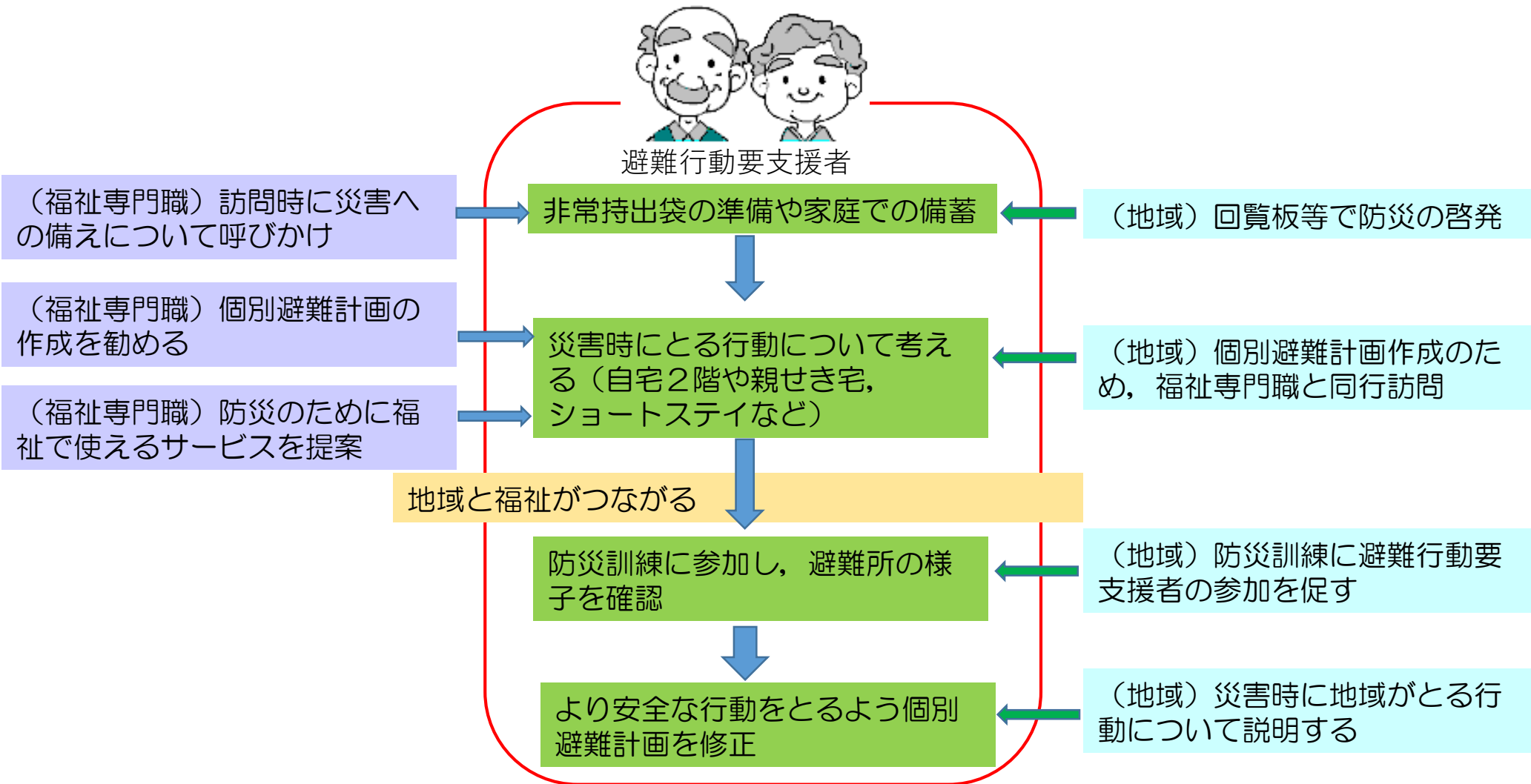
みんな
つながっとるねえ

防災と福祉との連携による地域の避難支援体制づくり
に引き続き取り組みます！

誰一人
取り残さんけえの！

避難行動要支援者への働きかけのプロセス

- ・ 本人や家族にとって負担にならないよう、できそうと思えることから避難行動を考えます。
- ・ 少しずつ、より安全な避難行動につながるよう、繰り返し働きかけます。



防災と福祉が連携した個別避難計画作成のプロセス

・防災会（地域）とケアマネ（福祉）が対象者を同行訪問し、聞き取りを行い、作成します。

福祉専門職と
協力して確認を

- ① 本人の状態確認
避難するとき、どの程度支援が必要か。
家族や介護サービスにより支援できる部分はどこか。
- ② 自宅の状況確認
自宅が警戒区域、浸水想定区域に入っていないか。
避難する場合、自宅周辺に気をつける場所はないか。
- ③ 災害時の行動の確認
避難所への避難、ホテル等宿泊施設の利用、
介護サービスの利用や入院、親戚・知人宅など。
自宅に留まる場合でも、自宅内での対策を確認。
- ④ 必要な支援の確認
声かけの体制はあるか、誰と一緒に避難所に行くか、
避難所へ行く手段は、など。
- ⑤ 個別避難計画に記入して、関係者で共有
- ⑥ 避難訓練で検証し、必要に応じて修正

地域のみなさんで
考えてみましょう

情報共有すること
について、同意し
たら、署名をして
もらいます



○取組の経緯

- ・2014年4月1日 「障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」施行 第12条に防災に関する合理的配慮を謳う。（作業部会を設置、別府市と障がい当事者等関係者が協議して作業を進めた）
- ・2015年10月、個別支援計画作成を推進するために、別府市長と一般社団法人 福祉フォーラムin別府・速見実行委員会（以下、福祉フォーラム）との話し合いで、専門員を配置した。
- ・2016年1月、個別支援計画作成のために障がい当事者にモデルをお願いし、彼の環境調査、居住地調査等を行う。国立障害者リハビリテーションセンター研究所の「自分でつくる安心防災帳」を使用する。
- ・2016年4月より、福祉フォーラムと協働で「障がい者のインクルーシブ防災」事業を行う（日本財団より福祉フォーラムが3年間の助成金を取得）
アドバイザー：①同志社大学教授 立木茂雄氏 ②IIHOE代表 川北秀人氏
講師：NPO法人さくらネット代表 石井布紀子氏
映像作成：ディレクター 迫田朋子氏 カメラマン 並木大典氏
検討委員会：福祉フォーラム委員・障がい当事者、自治会役員、別府大学教授、弁護士など
庁内委員・防災危機管理課、高齢者福祉課、障害福祉課、健康づくり推進課、ひと・くらし支援課
福祉政策課、子育て支援課、自治振興課、文化国際課、スポーツ健康課、社会教育課、総合政策課
- ・2016年4月16日 熊本地震 別府市震度6弱 最大避難者数5,691人、避難者数（延べ）12,167人
軽傷7人、全壊4棟、大規模半壊3棟、半壊67棟、一部損壊5,078棟（平成28年熊本地震の記録より）
- ・2016年6月 相談支援専門員（基幹センターの担当者）に個別支援計画作成の必要性を説明、個別支援計画の様式作成を依頼する。

- ・ 2016年7月 自治会長や民生委員等に個別支援計画作成の必要性を説明、今後の計画説明などを行う。
- ・ 2016年8月 古市町自治会役員に対して、個別支援計画作成の必要性の説明とともに、協働への協力をお願いする。熊本地震後、自治会の行事が出来ていないため、地域には12月から入ると言われる。
- ・ 2016年12月～古市町の避難行動要支援者名簿掲載者50名（同意有）宅に訪問し、当事者や家族に個別支援計画作成の必要性の説明や訓練参加を促す。自治会役員にも理解協力を得るため何度も説明する。
- ・ 北部地域包括支援センター訪問、個別支援計画作成の説明、協働や訓練参加のお願いに出向く。
- ・ 2017年1月15日 別府市古市町にて、障がい者との避難訓練を開催する（110名参加）避難行動要支援者（以下、要支援者）22名参加。それぞれの要支援者には記録者を配置し、訓練の状況報告をお願いする。（支援内容、移動にかかった時間、困りごとやその時の対応など、記録はまとめて自治会へ）
- ・ 2017年度は、個別支援計画を相談支援専門員とともに作成し、地域住民との調整会議を経て訓練を開催する（約200名参加）要支援者11名参加。古市町住民は、要支援者3名について支援を行う。
- ・ 2018年度は、障がい者との訓練を南地区へ拡大。避難訓練開催（約250名参加、障がい者6名参加）古市町を含む亀川地区にて個別支援計画作成内容を避難所への対応にも広げる。亀川地区避難所運営訓練開催（約500名参加）亀川地区にて境川地区役員が学び、境川地区避難所運営訓練開催（約300名参加）
- ・ 2019年度からは、別府市単独事業として福祉フォーラムに委託し協働。緑丘地区にて避難所運営訓練開催（約180参加）この時、医療的ケア児・者の支援について考える企画（トレーラーハウス、モバイルファーマシー、電気自動車等参加）も行う。南地区避難行動要支援者12名に対して、浜脇地域包括支援センター計画作成3名。相談支援専門員計画作成4名。ただし、訓練はコロナ感染症拡大のため延期。

- ・ 2021年度は、医療的ケア児・者についての現状把握と支援体制構築のため、別府市インクルーシブ防災事業として内閣府モデル事業「難病患者等の医療的ケアを要する方」の個別支援計画作成に取り組む。
庁内メンバー：防災危機管理課・高齢者福祉課・障害福祉課・健康推進課・介護保険課
大分県庁メンバー：大分県福祉保健企画課・障害福祉課・防災対策企画課・東部保健所
- ・ 2021年4月 相談支援事業所、地域包括支援センター、居宅介護支援センターへ優先順位を決めるためのアセスメントシート記入依頼。
- ・ 2021年8月～ 医療的ケア児・者の把握や支援体制構築のためのネットワーク会議を開催（5回）
ネットワーク会議メンバー：一般社団法人別府市薬剤師会、独立行政法人国立病院機構 西別府病院 別府市医師会訪問看護ステーション、江藤酸素株式会社、医ケアコーディネーター、医ケア児保護者
- ・ 2021年9月 大分県内福祉専門職を対象に災害時ケアプラン作成研修会開催（大分県社会福祉協議会と協働）
- ・ 2021年11月 福祉施設等責任者へ個別支援計画作成の説明、協力依頼のためのWEB勉強会を開催
コーディネーター：跡見学園女子大学教授 鍵屋一氏 講師：同志社大学教授 立木茂雄氏
国土交通省：浦山洋一室長（水防企画室）厚生労働省：登内晋司氏（老健局）内閣府：重永将志参事官（避難生活担当）
- ・ 2021年12月 別府市内訪問看護ステーションへアセスメントシート記入依頼（月定例会議にて説明）
- ・ 2021年12月 医療的ケア者に個別支援計画作成の説明を行う（筋ジストロフィー患者、電動車いす使用、呼吸器装着、10歳で入院、34年間の病院生活を経て地域生活へ移行）2022年1月に計画作成を、2月には避難所運営訓練で計画内容を検証予定だったが、コロナ感染症感染拡大によりすべて延期になる。
- ・ 2022年3月16日 医療的ケア者個別計画作成予定（ベッドから車いす移乗等、生活状況も取材予定）

○作成に向けた決意

・医療的ケア児・者の防災は、これまで取組が進んでいなかった。このため、個別計画の作成という目標を掲げて当事者・家族と直接つながり、関係者のネットワークをつくって、直接意見交換しながら取組んでいくことで、対象者の把握方法、支援方法を確立して、避難や避難生活の安全を確保するという決意で臨んだ。勿論、日常生活を含め、地域住民とのつながりづくりも視野に入れている。

○個別避難計画を作成する取組を通じた変化

・取り組みを行った地域住民が企画する避難訓練の内容が具体的なものになってきた。
・取り組みを知った他の地域での防災訓練に要支援者とともに計画が出てくるようになった。
・地域包括支援センターや居宅介護支援センター、相談支援専門員からの研修依頼が入るようになる。
・庁内での担当者レベルの協議が頻繁に行われるようになった。各課が地域を対象に行っている事業を洗い出し、具体的な内容を共有し、個別支援計画を作成するための事業も含め、体制整備について協議する。その時に大切なのは、地域づくりと人づくり、地域共生社会の実現を意識する。

○個別計画を作成して良かったという声

・要支援者 ①避難所に自分で行けることが分かって良かった（高齢者）②準備していれば、支援者になれることがわかって良かった（精神障害者）③地域の方に知ってもらえて良かった（車いす利用）

④地域の方が気軽に声をかけてくれるようになって嬉しかった（視覚障がい者）

・自治会長、役員 ①具体的にどのような支援が必要なのかわかって良かった②訓練に参加した障がい者がその後地域で開催される会議やイベントに積極的に参加してくれるようになった③障がい者と顔見知りになり、道で会った時に挨拶や会話ができるようになった④地域で命を守るために、大切なことだと思った⑤これまであまり自治会の活動に参加しなかった地域住民が参加するようになった

・福祉専門職 ①要支援者が災害時や日常の地域とのかかわりについて、どのように思っているのか知ることが出来て良かった②地域の方と顔見知りになれて良かった③日常の活動の時に危険な所など確認するようになった

・別府市職員 多様な団体の方々と顔の見える関係ができた。

○取り組みの重点

- ・医療的ケア児・者の支援等に係る医療関係組織や病院、企業等の担当者とネットワーク会議を開催し、情報把握や協議を行いながら、関係性（信頼関係）の構築を図る。
- ・病院から在宅へ移行する際に情報把握が出来る仕組みを構築する。（現在取組中）
- ・多様な支援者の確認（医療従事者や専門職、企業など）、スムーズな連携をとるためのネットワーク構築（現在取組中）

○大切にしたこと

- ・個別支援を行うためには、地域づくりや関係者との信頼関係構築を丁寧に行わなければならないということ。また、それを庁内担当者に理解してもらうこと。
- ・要支援者（高齢者や障がい者等）や家族、福祉専門職、地域住民の声を聴き、寄り添いながら進めていくこと。
- ・多様な団体、組織に声をかけ、協働して行うこと。
- ・庁内の関係各課担当者とは、協議し、ともに考え、情報を共有すること（個別計画作成が目的ではなく、個別計画は市民の命と暮らしを守るために必要だということ）
- ・福祉フォーラムとともに、個別計画を作成することだけでなく、障がい者の安心ネットワーク構築や福祉施設等のBCP作成などの研修も行い、環境整備を同時に行っていくこと。

○令和3年度末時点における課題

- ・庁内で、各課を超えての協働や仕組みづくりには時間がかかる。
- ・優先順位の高い方の個別避難計画を、5年程度で作成するための体制づくりに苦慮している。
- ・福祉専門職の日常の業務量から計画作成への参画が容易ではない。

○令和3年度末時点で事業が進まなかった理由

(課題分析出来るような事業展開が出来ていない)

- ・コロナ感染症感染拡大で思うように個別計画作成、調整会議や訓練等を行うことが出来なかった。
- ・医療従事者とのネットワーク構築を試みようとしたが、コロナ感染症対応に尽力されている現状から無理だと判断した。

○今後の対応の方向性

- ・別府市インクルーシブ防災事業のなかで継続して行う。
個別計画作成は市役所中心で展開
研修会やBCP作成、障がい者の安心ネットワークなどは、福祉フォーラムに委託し、協働して進めていく。

災害時ケアプラン作成ステップ

ステップ0 ステップ1 ステップ2 ステップ3 ステップ4 ステップ5 ステップ6 ステップ7

地域におけるハザード状況の確認

当事者力アセスメント

私のタイムライン作成

地域力アセスメント

災害時ケアプラン(地域のタイムライン)調整会議

私と地域のタイムラインを含むプラン案作成

当事者によるプランの確認

プラン検証・改善

当事者が住んでいる地域の洪水・津波・土砂災害等の危険度をハザードマップ等を用いて確認

平時に利用するサービスや資源を確認するとともに、本人の防災リテラシー(リスク理解・備え自覚・行動の自信)の現状と課題を当事者と共有

警戒レベル(注意報)・警戒レベル(警戒報)・警戒レベル(高年齢者等は避難)の各段階で取るべき行動を時系列に計画

平時のフォーマル資源調査①
・行政の関係部局(福祉・医療・保健等)
・NPO/NGO
・消防
・警察 など

平時のフォーマル資源調査②
・利用している事業所
・病院や施設
・不動産屋、大家
・地域生活支援センター
・その他事業者 など

災害時のインフォーマル資源調査
・自治会、民生委員
・障害者団体
・老人クラブ
・その他団体や個人 など

当事者・地域の支援者による
個々のケースの方針会議

- 自治会長
- 民生委員
- CSW
- 家族
- 当事者
- 防災部局
- 福祉部局
- 事業所
- 支援者
- ケース・マネジャー

CMやIMを媒介に、当事者と地域の支援者が協働で災害時ケアプランを作成

当事者や家族の自助・互助で実施可能

利用している事業所や自治会等に支援依頼
自助・互助
では難しい...

地域の様々な団体に支援依頼

企業・団体や病院に支援依頼



インクルージョン・マネージャー

自治会役員や近隣住民と当事者を媒介する、インクルージョン・マネージャー(IM)が重要

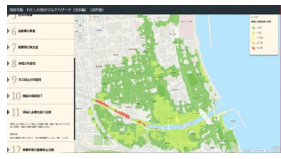
プラン作成

プランの確認と個人情報共有の同意

なるべく多くのステップに当事者が参画する!

インクルーシブ防災訓練での災害時ケアプランの検証・改善

プラン確認と個人情報共有同意がセット



あなたのまちの直下型地震
わたしのまちのマルチハザード等



ケアマネジャー
相談支援専門員

当事者の生活にどのような支障が生じるのか、ハザードインパクトが伝わるようにすることが大切

当事者力、平時に利用ならびに災害時に利用可能な社会資源を、担当のケアマネジャーや相談支援専門員(CM)が網羅的に調査

【個別避難計画作成に向けたストーリー】（H25年度からR3年度まで）

- ①平成25年度から防災部局と福祉部局の担当者同士が「全体計画」と「個別計画」の協議。
↓
- ②「全体計画」と名簿作成・配布は防災部局、「個別計画」は福祉部局が担当と役割分担。
↓
- ③「全体計画」と名簿作成・配布は先行するが、「個別計画」の作成は何年も全く進まず。
↓
- ④福祉推進室が組織化、平成30年にようやく「個別支援計画」に着手。試行事業を実施。
↓
- ⑤福祉専門職への作成依頼に向けて、防災研修や説明会を開催し、双方向の意見交換をする。
↓
- ⑥福祉専門職の負担軽減に配慮し、地域支援者の協力に関して、まずは、簡略化しスタート。
↓
- ⑦ **1年目は458件（台風19号経験）、2年目は362件、3年目は130件（2月末）、計950件。**
↓
- ⑧2年目は、小規模多機能事業所と地域包括支援センターに作成事業所を拡大。
↓
- ⑨ **3年目は、内閣府モデル事業参加、医療的ケア児・者を対象できないか訪看と協議→OK。**
↓
- ⑩個別支援計画の作成目標はおよそ3,000人、作成数は年々低調となる。メルマガ発行で促進。
↓
- ⑪ **委託料値上げ、情報提供のみの料金、更新制度、地域支援者と連携、避難訓練を制度化へ。**

モデル事業名：医療的ケア児・者等を対象とした個別避難計画作成事業

【モデル事業のアピールポイント】

- 防災部局と福祉部局以外にも、保健所（県）や民間の事業所とも連携する。
「医療的ケア児・者」を対象者として個別避難計画作成を目指し、訪問看護ステーション、障がい福祉課、保健所に対し協力を求める取り組みを行う。
⇒「防災研修会」は2回、「検討会」は3回
- 訪問看護ステーションに個別避難計画作成の依頼をして、試行的に作成する。
検討会、研修会を経て、市内外の9か所の訪問看護ステーションに作成依頼。
⇒6か所の事業所と契約締結、「計画作成実績」は5件（2月末）
- 民間の福祉施設への直接的避難の可能性を検討する。
重症心身障がい児施設・日中一時預かりのサービス事業所に直接避難の可能性を検討してもらう。
⇒2か所の事業所と交渉、内諾済だが協定は未
- 地域支援者が見つけられないという課題に対し、様々に工夫し対応していく。
⇒防災研修の講演で、家族と地域の力で医療的ケア児を避難させられるように、実際に避難訓練まで実施している訪問看護ステーションの代表に話をしてもらった。

【モデル事業の令和3年度末時点の課題】

- 新型コロナウイルス感染症対策で、今年度は、ほとんど県、及び保健所からの協力、情報提供が十分に得られなかった。
 - ⇒「検討会」に参加していただいた、訪問看護ステーションからは、保健所が関与している医療的ケア児（難病患者）については、市と、保健所と、ステーションと他の事業所との間で、個別に避難支援の在り方の意見交換しないと、個別の計画の作成に至らないと言われた、市（障がい福祉課）も含めて、なぜ、それができないのか？という意見に市として返す言葉がなかった。十分な連携・協働体制が取れなかった事が反省点である
- 内閣府から、「難病患者等に係る避難支援等体制の整備について」の文書を発出していただいたが、市としても、国から降りてくるさまざまな新型コロナウイルス感染症対策に忙殺され、本腰を入れてモデル事業に取り組みなかったというのが正直なところ。
- 内閣府のモデル事業に参加した影響で、全国の都道府県、市町村からの電話の問い合わせや、アンケート、報告、発表、視察等の求めが殺到し、その対応に追われて、本業の他、本モデル事業の遂行にも、遅れや影響が出てしまった。（これ以上は無理）
 - ⇒ ・電話問合わせ 39自治体他、 ・視察 3自治体、 ・取組発表（報告） 6自治体他、
・アンケート調査 3自治体他、 ・報道取材 2社
- 自治体からの問い合わせは、既存事業についてばかりで、モデル事業への関心はなかった。

合意形成

- 庁内の「防災部局」と「福祉部局」との連携・協働体制を確保する。
- 内外のステークホルダへの理解の促進に努め、先進例を調査し、作成方針を決定。

試行事業

- 試行事業を実施した振り返りから、問題点、課題、トレードオフ等を明確化する。
- 必要に応じて、当初の問題の定義、手法等を修正し、妥協点も念頭に置いておく。

制度設計

- 最初から、100点満点の制度設計をせず、出来ることから漸次改善をしていく。
- 負担軽減のため、標準化・簡略化に努め、丁寧なマニュアルとQ&Aを作成する。

展開継続

- 作成者の意見をよく聴き、ブラッシュアップのために「防災研修」は必ず毎年実施する。
- 作成者の取組みの継続に向けて、モチベーションUPやインセンティブ策を検討。

点検改善

- 制度上の未完成部分を少しずつ改善しながら、新たな課題への解決策も検討する。
- 事業継続に必要な財源を確保するため、KPIを定め、費用対効果を見える化。

【事例①】

小多機の施設が平屋で2階がなく、垂直避難ができないため、事業所内での会議で協議した結果、土曜日にショートステイを利用していた方9名（要介護度3～5の方）を、台風の前日に、協力病院に避難させてもらえるよう依頼した。

（ご本人又はご家族様からの評価・ご感想）

「安心でした」というご感想がありました。家にいた方（デイサービスの利用者）は、夜中に各自で指定避難所に避難したが、避難所は満員であったとのこと。

【事例②】

「避難勧告」の災害情報が発令された際に、個別支援計画を見て、近くの妹と避難した。

（ご本人又はご家族様からの評価・ご感想）

避難することを検討したが、実際は、外に出るのが怖くて自宅にいることにした、とのこと。（計画を作成することで）避難場所が分かったので安心した、との声が聞かれた。

【事例③】

天気予報を見て、早めにショートステイを利用した。毎日、訪問看護が入るケースであったので、事業所も（有事の時）動けるかどうかわからなかったので（早めの）対応を行った。

（ご本人又はご家族様からの評価・ご感想）

安心できたが、ショート利用中に褥瘡が悪化し、残念だったとの話があった。

【事例④】

独居の高齢者男性で、〇〇地区で浸水リスクが高い地域に在住の方の例。個別支援計画に沿って避難を行うことができた。天気予報を（自身で）確認しながら自主避難場所（〇〇プラザ）へ避難したという報告を（本人自らが）家族、ケアマネに連絡した。

（ご本人又はご家族様からの評価・ご感想）

「余裕をもって避難でき安心できた」、「（〇〇プラザの）二階の畳の部屋（和室）に避難していて、夜間等にトイレに行くときは寝起きが大変だったが、近くの市民の方（他の避難者）に手伝ってもらった」、「その点が今後改善されると助かる」、という感想がありました。

【事例⑤】

現在は〇〇地区の娘の家に在住（元住んでいた自分の家は〇〇地区）、（個別支援計画作成時には）事前に〇〇地区の家に避難することを提案していた。

（ご本人又はご家族様からの評価・ご感想）

本人によると、夜中に家族に起こされ、車で関戸の家へ避難しようとしたが、道が混んでいて進まなかった。回り道をして向かったら関戸方面は静かであった。

【事例⑥】

磯部の高齢者夫婦の例。夫は避難に無関心。妻が必要なものを2階に運ぶ。サイレンが鳴ったときには、道路が混んでいて、逃げ出す気になれず、自宅に残った。

（ご本人又はご家族様からの評価・ご感想）

近所の人で避難した人の話では、はなもも体育館が満員で、2階まで浸水することが想定されていることが分かっていたが、やむなく総和南中に避難したと聞いた。総和の人は総和の避難所に避難できるようにしてもらいたい。

【事例⑦】

個別支援計画の作成時に（重要事項説明書で）市ではすぐに助けに行くことができない、と説明したのですが、そのことを忘れてしまい、市から（避難時に）何か支援してもらえるとと思っている高齢者があった。

（ご本人又はご家族様からの評価・ご感想）

その時は、高齢者本人が不安になり頻回の電話での問い合わせがあった。

令和3年度 医療的ケア児・者の個別支援計画の実績報告

(1) 個別支援計画の訪問看護ステーションへの作成依頼状況（令和4年1月末日現在）

依頼事業者状況	依頼した事業所数	受託事業者数
令和3年度	9事業所	6事業所

(2) 令和元年度からの個別避難計画の作成数の状況（令和4年1月末日現在）

依頼事業者状況	作成した事業所数	作成件数
作成済	1	5
作成中	1	4
今年度見込み（計）	2事業所	9件

令和3年度 医療的ケア児・者の個別支援計画の実績報告

(3) 医療的ケア児・者の作成済みの対象者の状況（令和4年1月末日現在）

年齢	種別	主な疾患・障がい等	同居者	避難先	地域支援者
40歳代	身体	全盲・染色体異常・知的障がい	いる	避難所は利用しない	いない
40歳代	身体	脳神経系障がい	いる	最寄りの指定避難所	ご近所の人
60歳代	精神	精神疾患	いる	自宅避難	いない
70歳代	身体	人工肛門・ストマ装着	いない	最寄りの指定避難所	いない
40歳代	精神	精神疾患	いる	洪水→自宅 地震→避難所	いない

アンケートの結果の実績報告（6事業所中5事業所が回答）

（1）個別支援計画の作成について

●作成した 1件 作成中 1件 作成していない 3件

●作成しなかった、又は、作成できなかった場合の理由

【A事業者】

- ・ 1件は、居宅介護支援事業所も併用しており、ケアマネジャーが作成済。
- ・ 2件は、古河市在住でない。

【B事業者】

- ・ 対象者は、状態改善傾向で、経管栄養から経口摂取へ移行しているため。

【C事業者】

- ・ 作成対象者について保健所の介入があり、作成主体事業所の確認が取れていなかった為、保健所の介入の有無を市の福祉推進課に問い合わせたところ、その後の返答がなく、作成に至らなかった。

→当課で対応できず申し訳ありませんでした。今年度は、当初より、保健所に情報提供の協力を求めているのですが、コロナの件もあり保健所から協力が得られず実現できませんでした。

アンケートの結果の実績報告（6事業所中5事業所が回答）

（1）個別支援計画の作成について

●作成してみて、困ったこと、苦労したこと、難しかったこと

【D事業者】

- ・（計画作成の）主旨、内容の説明や相手への理解を得ることが難しかった。説明から、作成終了までに時間がかかった。

【E事業者】

- ・現在作成中です。精神疾患の利用者様が多く、細かい理解ができない。

●対象者又はその家族からどのような反応がありましたか

【D事業者】

- ・あまり良い反応がなく、必要があれば作成しますという感じが多かった。一緒にハザードマップを確認した際に、改めて危険性を認識したという方もいた。

【E事業者】

- ・一人暮らしの方や同居家族とも精神疾患がある。そのため理解を得るのが難しい。

医療的ケア児・者に対する災害時の避難に関する検討会 第3回目の開催時の参加者の声

●個別支援計画の作成に取り組んだ訪問看護ステーションからの感想

- 利用者、家族に理解を得るのが難しい。
- 精神疾患の人の個人情報を出すのがためられる。
- 利用者に趣旨をなかなか理解してもらえない。
- 市から災害時に支援をしてもらえないという内容の計画であるなら、作成しても意味がないという声がある。
- 作成に係る手続き・進め方をスタッフ側が理解するのが難しい。
- ケアマネ、相談員がいるから、訪看がどこまで介入して良いのか分からない。
- 1人の利用者に、複数のサービス事業所や福祉専門職が関わっているが、その関係者間で、個別避難計画についての情報共有ができていない。 (⇒R4年度から、共有するように制度に定め改善)

令和 3 年度個別支援計画作成業務の実績報告

(1) 古河市全体の避難行動要支援者数 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

要支援者名簿登録の 該当者数	要支援者該当者の内訳	
	名簿開示に同意	名簿開示に未同意
11,460	6,131	5,329

(2) 個別支援計画作成業務を依頼した事業所数 (令和 4 年 1 月末日現在)

依頼した事業所数	受託した事業所数	作成した事業所数
90	84	21

令和 3 年度個別支援計画作成業務の実績報告

(3) 個別支援計画作成を事業所に依頼した人数 (令和 4 年 1 月末日現在)

要支援者名簿 登録の該当者数	要支援者該当者の内訳	
	名簿開示に同意	名簿開示に未同意
3,740	1,970	1,770

(4) 個別支援計画作成数 (令和 4 年 1 月末日現在)

個別避難計画 作成数	要支援者の内訳		作成に同意 しなかった件数
	名簿開示に同意	名簿開示に未同意	
118	72	46	53

令和3年度個別支援計画作成業務の実績報告

(5) 令和元年度からの個別支援計画の作成数の累計（令和4年2月末日現在）

個別避難計画 作成数	作成数の内訳	
	作成者数	作成に同意 しなかった件数
令和元年度	458	50
令和2年度	362	42
令和3年度	130	58
累計	950	150

ハザードマップ修正分29件除く

【実績 令和3年度】 ※2月末までの実績

令和3年度 避難行動要支援者個別支援計画作成状況		(2月末現在 累計)	
<<個別支援計画作成業務 受託事業所数>>		契約法人数:46法人 (7/1契約分まで)	
	事業所数	受託事業所数	備考
居宅(全体)	57	49	※居宅事業所の内訳
在宅介護支援センター	8	8	事業所数 古河地区 16 うち受託 15
相談支援事業所	12	10	総和地区 16 12
地域包括支援センター	3	3	三和地区 12 11
小規模多機能事業所	3	3	市外 13 11
訪問看護ステーション	9	6	計 57 49
計	92	79	※業務依頼で実施 2件(総和包括、ぐるんぱ)
<<個別支援計画 作成件数>>		◆ 総計 ◆	
	依頼件数	作成件数	備考
居宅(全体)	2251	115	※居宅事業所の作成件数の内訳
在宅介護支援センター	28	4	依頼件数 古河地区 921 うち作成数 42
相談支援事業所	340	2	総和地区 568 25
地域包括支援センター	300	2	三和地区 559 12
小規模多機能事業所	44	2	市外 203 36
その他(訪看等)		5	計 2251 115
計	2963	130	※業務依頼で実施 2件(総和包括、ぐるんぱ)
作成結果内訳	高齢者	128	
	障がい	7	
※参考	同意者のうち作成に同意しない者の数	24	
※参考	名簿開示に同意しない者の数(声かけのみ)	34	

令和4年度の委託契約と内容の変更について （3年目の改善策）

令和4年度の委託料金の改定について（適用はR4.4.1～の対応分からです。）

	業務の内容	委託料
	①新規の個別避難計画を作成したとき（1件につき）	3,600円→4,200円
新	②個別避難計画の作成に至らず避難情報のみ提供したとき（1件につき）	700円
新	③更新の個別避難計画を作成したとき（1件につき）	2,100円
新	④個別避難計画の策定にあたり地域支援者との連絡調整を実施したとき（1件につき）	1,400円を加算する
新	⑤個別避難計画を作成した後、避難訓練を実施したとき（1件につき）	1,400円を加算する

宝塚市 連携と協働による災害時要援護者支援制度促進事業

平成 7 (1995)年 阪神淡路大震災

平成 18 (2006)年 宝塚市災害時要援護者支援策検討委員会設置

平成 27 (2015)年 宝塚市災害時要援護者支援事業開始

名簿提供、避難支援組織による訪問や支援カードの作成、支援者のマッチングなど

令和 2 (2020)年 【担当者入庁1年目】 事業担当

名簿作成・提供など事業事務、多様な地域の会議への参加、出前講座など

自助と共助の制度なのに皆知らない、誤解も多い
誰かが何とかしてくれると思っており自助が機能しない
高齢化・担い手不足・関係の希薄化で共助が機能しない
支援カードの地域支援者欄にほぼ名前が書かれていない

頼まなくても
助けてくれる...

頼んでも誰も
助けてくれない...

令和 3 (2021)年 【担当者入庁2年目】 個別避難計画作成

「阪神淡路大震災の時は、自然と助け合いが生まれていた」
課で取り組んでいる「お互いさまのまちづくり」ヒント

一人でも
できることが
ある！

直接は一人も
助けられない
かもしれない



僕は普段、不在がちで
実は心配だった。
母のためにたくさんの人が
集まって考えてくれて
驚いている。
ありがとうございます。

要援護者の息子

住んでいるマンションは
避難支援組織ではなかったが
今回をきっかけに
マンションに働きかけてみた。
助け合う仕組みを自分で
作ろうということになった。

要援護者の母

宝塚市 連携と協働による災害時要援護者支援制度促進事業



支援者欄が埋まらない / 一部の人だけに大きな負担 / 地域の脆弱化

限られた資源 人、時間：担当者1名 費用：モデル事業分

※ 人口：約23万人 対象者：約6600人 同意者：約2200人 (R3年度)

計画が出来れば良いのではない、助かることを目的として何が出来るか？

災害時に誰がどんな状況か予測できない / 誰もが要援護者、支援者になりうる

災害時の**臨機応変な対応**を可能とする自助・共助力が必要
要援護者、支援者、関係者だけのための個別避難計画作成にしない

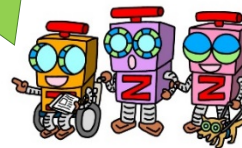
助け合いのできる地域づくり + 地域の防災リテラシーの向上

限られた資源でできること

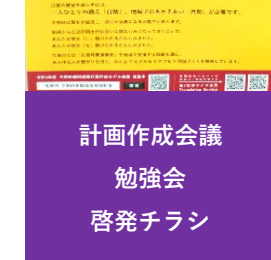
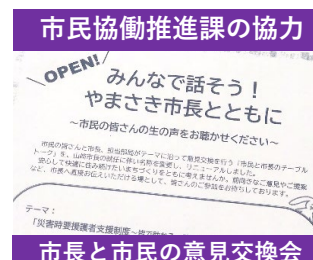
周知啓発で全体のレベルを上げる

人と人との「**つながり**」を大切にする

顔の見える
関係づくり



多くの人の**協力(連携・協働)**により成果に繋がった



その他
京都府意見交換会参加、大学生への講座
関係団体との情報交換 など

作成会議による作成

数がこなせない

他の人、地域への影響を考える必要がある
力のある地域でも根回し等十分な準備が必要
それぞれ多忙のため、日程調整が困難

支援者がつけられない

名前や連絡先を書くことが負担
どの組織、団体も高齢化と担い手不足が深刻
発災時の地域活動者/団体の役割が多すぎる

無理に進められない

敬遠されてしまう
**それぞれの関係性や、
既にできている信頼関係を失う**

自助

想定通りに
被災するか？

状況は
すぐ変わる

高齢化
関係の希薄化
多様化

本人/家族/専門職による 個別避難計画作成

- ・既存の支援カードを個別避難計画へ
- ・計画をデータ化し実態の把握（システム導入）

作成会議も必要！

助け合いのできる地域づくり
地域の防災リテラシーの向上 に非常に有効

共助



例え震度2でも、支援が必要な状態になっているかもしれない。
そんなことも皆で考える個別避難計画であればもっと良いものが
できると思う。今後もぜひ皆で一緒に考えていきましょう。



今後のテーマ：「×DX」 デジタル技術の活用で、現場での課題を解決する仕組みを探る、推進する

(R4:支援カードのアップグレード、防災放送アプリ活用 R5:システム導入 R6:実状を反映したデータ利用 ほか)

1. 庁内での周知

- ・庁内でコミュニケーションを取り
どんな職員がどこにいるか知る
- ・誰が何をしようとしているか
知っておいてもらう

2. 情報収集

- ・知っていそうな人に情報をもらう
ハザード / 地域資源 / 当事者
専門職 / 関係者 / 特技のある人等

3. 対象の決定

- ・作成の目的を明確化する
- ・どの人（地域）を対象にするか
決める



6. 調整

- ・出た意見や希望に添えるよう
調整を進める
- ・調整に必要な情報収集も行う

5. 参加依頼

- ・相談し、意見や希望を聞きながら
依頼する
- ・無理強いをしない

4. 依頼ルートへの決定

- ・関係者のうち、
まず誰が必須なのか決める
- ・どの順、誰から参加依頼するか
決める

7. 準備

- ・シナリオ / 場所 / 物 / 人等用意
- ・必要であればリハーサルをする
- ・万が一の際の代替案も考えておく

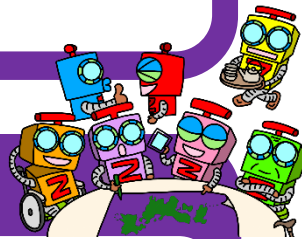
計画様式も
(簡単なもの)

8. 実施

- ・進行役をし、前に出すぎない
- ・前向きな場になるよう注力する
- ・一部でも良いので訓練をする

9. 次の実施に向けて

- ・振り返りをし、次に生かす
- ・1件ずつ別物と考えて取組む
- ・つながり、信頼関係を大切に！



1. 取組の経緯

- 平成29年度に全庁的に庁内版タイムラインの作成を開始したことで、要配慮者対策が課題として浮彫となった。
- 令和元年台風第19号において要配慮者への対応が課題となり、福祉部局と防災部局、保健所が連携し、避難行動要支援者の風水害の避難支援を想定した対応策について検討を進めた。
- 地域から、より実効性の高い避難支援対策を求める声があがった。

2. 現状と課題

- 現状：避難行動要支援者名簿の登載者数が多く、全員を支援するのは難しい。
名簿に「自助で避難できる人」と「家族の手助けで避難できる人」等が混在。
- 課題：真に避難支援が必要な者を把握するため、名簿登載者の分類が必要である。

3. 取組方針【ポイント】『課題共有による意識改革』と『部局を跨いだ認識の摺り合せ』を重視して取り組む

- ① トップダウンによる意識改革（市長協議や危機管理対策検討会議での課題共有）
- ② ボトムアップによる意識改革（台風第19号に係る災害対応報告会で課題共有）
- ③ 綿密なコミュニケーションによる認識の摺り合せ（40回以上の打合せ、チャットを活用）

4. 取組を通じた変化

- 組織全体に対し課題共有ができ、意識改革が図れた。
- 各担当者が部局の垣根を越え、話し合いを重ねる中で互いに歩み寄れた。

取組内容

- ① 庁内の推進体制の整備
- ② 真に避難支援が必要な者の把握を目的に「チェックリスト」を作成
- ③ 庁外の関係者との協力体制を構築
- ④ 個別避難計画（避難行動シート）

取組のポイント 「チェックリスト」を作成し、要支援者を支援の分類毎に振り分け

- ① モデル事業では、3つの設問で要支援者毎の避難支援の必要性を確認した。
- ② 実施時は、要支援者本人に加え、**ケアマネジャー・地域包括支援センター・自主防災組織・市職員も同席**し、要支援者の身体状況等を正確に捉えた結果が得られるようにした。

(裏面)

チェックリスト

記入日 年 月 日
作成にかかった時間： 分

【記入者の情報】

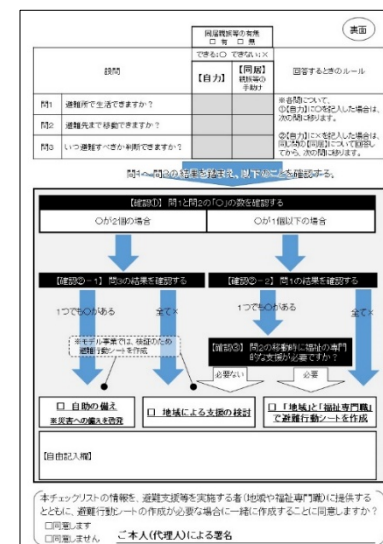
居宅介護支援事業所等名 _____
ふりがな 氏名前 _____
電話番号 _____

【ご本人の情報】

ふりがな 氏名前 _____
住所 _____

避難行動要支援者支援申請の説明をした上で、避難行動要支援者同意確認書の同意が得られたか？
 同意が得られた 同意が得られなかった
 (理由 _____)

(確認用 記入欄)
 自助の備え 地域による支援の検討 「地域」と「福祉専門職」で避難行動シートを作成



モデル事業で実施した要支援者	43人
① 自助の備え	うち17人
② 共助による支援検討	うち10人
③ 公助による支援検討	うち16人

1. 令和3年度の成果と課題

➤ 達成したこと

- ① モデル事業のスキームに対する合意形成
- ② 風水害を想定した個別避難計画を43件作成した。
- ③ モデル事業の実施結果に関する検証
- ④ 避難行動要支援者支援制度に係る検討の推進

➤ 達成できなかったこと

地震を想定した個別避難計画は作成できなかった。

➤ 取り組む中で生じた課題

- 関係課毎に平時の業務が異なる等の理由から、本取組の目的意識にずれが生じた。
- 部局を跨いだ意思決定に膨大な時間と労力が必要であった。
- 庁外関係者の参画範囲が限定的だった。

2. 今後検討すべき課題

- チェックリスト、個別避難計画の全市展開手法の確立
- 避難支援体制の確保等に関するスキームの確立
- 避難行動要支援者支援計画（全体計画）の改訂・全市展開は令和4年度以降に実施予定。

1. 連携体制の確保

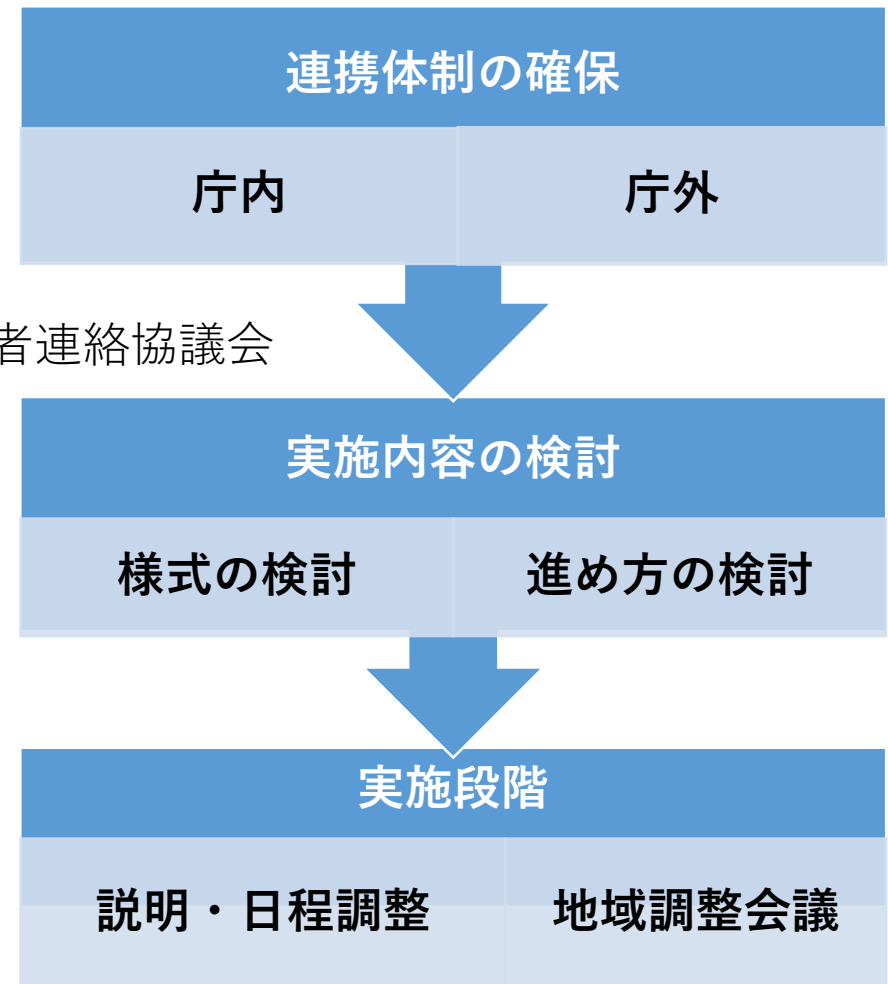
- ① 庁内の推進体制の整備
- ② 庁外の関係者への説明
 - まちぢから協議会（自治会連合会）
 - 民生委員・児童委員協議会
 - 地域包括支援センター
 - 居宅介護支援事業所
 - 一般社団法人茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会

2. 実施内容の検討

- ① チェックリスト、個別避難計画作成
 - 庁内調整
 - 庁外の関係者への説明、意見聴取
- ② 事業の進め方の検討
 - 感染症対策を踏まえた実施方法の検討（オンライン形式で実施した地域調整会議）

3. 実施段階

- ① 避難支援等関係者への説明
- ② 日程調整（対象者、ケアマネジャー等、自主防災組織、市職員）
- ③ 地域調整会議（個別避難計画作成）



■経緯

- 2004年（平成16年）7.13水害では、死者15人中、13人が高齢者。2階に上がることも出来ず犠牲となる高齢者も。
- 三条市（死者9人）では、災害時要援護者支援の取組を強化

■決意・取組

- 真に支援が必要な方を地域の力を結集して守る。
- ① 真に支援が必要とする者の把握
→ 災害リスクと本人の状況を正しく評価
- ② 地域の力の結集
→ 自主防災組織、民生委員、介護事業者、消防団など



■庁内関係課の連携体制構築

- モデル事業に取り組むに当たり、各課の連携体制を構築
 - ・ 防災企画課（取りまとめ）
 - ・ 福祉保健総務課（福祉避難所）
 - ・ 障害福祉課（障害者）
 - ・ 高齢福祉保健課（高齢者）
 - ・ 健康づくり支援課（難病）
- ※ 担当レベルでは垣根は低いが、上司の説得に苦心

■関係団体との連携

- モデル事業に取り組むに当たり、次の団体との連携を確認
 - ・ 新潟県会介護支援専門員協会
 - ・ 新潟県相談支援専門員協会
 - ・ 新潟県老人福祉協議会
 - ・ 介護老人保健施設協会
 - ・ 新潟県社会福祉協議会
 - ・ 新潟県民生児童委員協議会
 - ・ 新潟県社会福祉士会

■全国のモデル団体との連携

- 次の団体を「推進会議」に出席していただき、事例発表及び意見交換
- ① 京都府福知山市
「庁内外の推進体制の整備」
 - ② 茨城県常総市
「優先度付けの取組」

■県内優良（特筆）事例を共有

- 三条市「個別避難計画全部作成」
- 糸魚川市「個別避難計画全部作成」
- 上越市「福祉避難所への直接避難」

■有識者との連携

- モデル事業アドバイザーボード委員の新潟大学危機管理室田村圭子教授に指導を依頼

■課題

- 介護福祉事業者が慢性的な人手不足の中、個別避難計画作成の余力がない。
- 避難支援の担い手（実行部隊）の確保が困難
- 避難の足（交通手段）の確保
- 福祉避難所（福祉施設）の確保が進んでいない
- 個別避難計画の作成・管理がシステム化されていない。

■今後の対応方針

- ① 避難支援の担い手として多様な主体と連携
 - ➔ 自主防災組織、消防団のみならず、企業・学校等との連携
- ② 避難先としての福祉避難所の確保
 - ➔ 安心して避難できる先を確保することにより個別避難計画作成を推進

1. 庁内連携体制の構築

- 一つの部署で全てを調整・実施することは困難

2. 有識者（メンター）を探す

- 大学教授など高い視点から助言いただける人の存在が重要

3. 常時に情報交換を行うパートナー自治体を探す

- お互いに刺激し合いよりよい計画作成を目指す。

4. 地域の防災、介護福祉関係者との連携

- 防災のみでは、身体の状態に応じた計画作成が困難
- 介護福祉関係者のみでは、発災時の避難支援の実行（実力）が困難

5. 相互に研修の実施

- 相互にお互いの知識を習得すると更に連携が進むのではないか。
 - 防災関係者 → 介護・福祉の基礎知識を習得
 - 福祉関係者 → 防災の基礎知識を習得

6. 避難先（福祉避難所）の確保

- 避難先（ゴール）を確保すると計画作成をイメージしやすく加速するのではないか。

これまでの取組

- 平成18年10月に県の「災害時要援護者支援ガイドライン」を策定。
- 東日本大震災では、津波の影響が非常に大きかったことで、これまでの対策に足りない部分が明らかとなり、改めて「自助」「共助」の大切さを認識。
- 平成25年6月に災害対策基本法が改正され、8月に国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が公表。同年12月に、東日本大震災の教訓と、国の指針等を踏まえ、市町村の取組を促進するため、県の考え方をガイドラインという形で策定し、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」を公表。
- 本ガイドラインでは、市町村における避難行動要支援者名簿の作成や、避難行動要支援者個々の状況に応じた個別の避難計画（個別計画）の策定、福祉避難所の設置について、県の基本的な考え方を示し、これらの整備を市町村に求めている。

個別避難計画作成の取組への姿勢

- 個別避難計画の作成は、避難行動要支援者の避難の実効性を高めるため大変重要な取組であり、災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、平時からの対策が鍵となる。
- 防災部局と福祉部局が連携し、避難行動要支援者への避難支援の必要性を理解し、今後の取組を進めていく必要がある。

市町村担当者研修会の開催

○本県では、来年度以降、個別避難計画作成に着手する市町村が多いことから、まず初めに市町村担当職員を対象とした研修会を開催し、福祉部局・防災部局の連携や福祉専門職の参画の重要性など、計画作成に当たっての基本的な部分を学んでいただき、意識啓発を図ることを目指した。

○新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、研修会はオンライン開催とし、当日出席できなかった市町村にも広く発信するため、後日、YouTubeによる期間限定の配信を行った。

研修会の概要

(1) 日時

令和4年2月24日（木）10:00～11:30 ※オンライン開催（Webex）

(2) 対象者

市町村防災部署及び福祉部署の担当職員

(3) 内容

①内閣府から説明

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付参事官補佐 藤田 亮氏
「避難行動要支援者の避難行動支援」

②講演

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授
内閣府個別避難計画作成モデル事業アドバイザーボード座長 鍵屋 一氏
「避難行動要支援者の避難支援、個別避難計画作成のポイント」について

個別避難計画の作成状況

全部策定済・・・2 (5.7%) 一部策定・・・1 1 (31.4%) 未策定・・・2 2 (62.9%)
(令和4年1月1日時点)

○個別避難計画作成の取組がなかなか進まない要因として、次のような声が出ている。

- ・職員等のマンパワー不足。
- ・災害対応やコロナ関連業務などもあり手がまわらない。
- ・庁内連携の体制づくりに時間を要している。（関係課間での協議が進まない）
- ・避難支援等実施者をどのように確保するか。

令和4年度以降の方向性

○個別避難計画の作成が進んでいる自治体などから取組状況を発表してもらうなど、計画作成のノウハウを習得したり、取組を進める上での課題等を市町村間で共有できるような研修会等の開催を検討している。

○全国の事例を市町村へ情報提供し、計画作成の取組を支援していく。

基本的な考え方

○国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に例示されているステップ図を参考にしつつ、地域の実情に合わせて進めていく。

(例)

- ①庁内外の体制づくり
- ②優先度の整理、対象地区・対象者等の選定
- ③福祉、医療関係者等に個別避難計画制度の趣旨等を説明
- ④避難支援者等に趣旨等の説明
- ⑤市町村による計画作成又は本人・地域による計画作成
- ⑤避難の実行性を確保する取組（計画の共有、更新、訓練等）

まず「庁内外の体制づくり」から

○まずは、自治体における関係部署（防災、保健、福祉等）で連携し、ケアマネージャー等の福祉専門職、民生委員、町内会・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会等の避難支援等関係者との連携の取組を進めていく必要がある。